

## 海区便り

Vol.26

## はじめに

◎第18期269回隱岐海区漁業調整委員会を開催しましたので、概要をお知らせします。

出席委員（敬称略）：池田、屋田、影原、中山、佐々木、小中、安部、濱田

欠席委員（〃）：扇谷、葛西

開催日時：平成19年5月18日（金） AM9:15～11:00

開催場所：隱岐郡隱岐の島町西町 JFしまね西郷支所 3F会議室

## 議題

### 1. つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限に係る委員会指示について（協議）

隱岐海区漁業調整委員会指示第4号（つけ漁業保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限）の継続に関して協議しました。

《協議の結果》 委員会指示の継続について、異議ない旨回答することになりました。なお、今回から委員会指示の番号を「年度一号」と表記します。この度の指示は「第19-1号」です。

### 2. 島前湾海洋牧場開発事業に係る音響馴致給餌施設周辺の魚類採捕の禁止に係る委員会指示について（協議）

隱岐海区漁業調整委員会指示5号（隱岐島前海域における魚類採捕禁止区域）の継続に関して協議しました。

委員からは、音響馴致施設及び周辺の魚類採捕の禁止区域による効果について、大きな鯛などが上がっているので効果はあるといった意見や、効果があるのは認めるがどの程度の効果かはわからないといった意見が出されました。

《協議の結果》 委員会指示の継続について、異議ない旨回答することになりました。（指示第19-2号）

### 3. 日韓民間漁業者団体間協議の結果の概要について（報告）

日韓民間漁業者団体間協議の結果について、県庁水産課より報告がありました。結果の概要については、以下のとおりです。

#### 1) 民間協議における両国政府の対応について

実効性のある民間協議促進のために、両国政府が積極的に支援、指導、助言等を行うことで一致した。

#### 2) 両国ズワイガニ漁業関係者間で漁場の交代利用が合意された水域において、民間合意事項に反して韓国漁船の漁具が多数敷設されていたことに対する代替措置について

① 日本：少なくとも1月1日から韓国側の旧正月が終わる2月19日までの間、当該水域における韓国漁船の操業自粛を求める。

② 韓国：日本の主張は理解できるが、関係する韓国漁業者の多くは民間合意を遵守しており、一部の漁業者による不履行問題により全ての韓国漁船が年明けの操業を自粛することには応じられない。

③ 日本：日本漁船の年明けの操業は5日から開始されるが、日本漁船は当該水域で操業を行う予定であり、韓国側が当該水域で操業自粛しない以上、そのことにより発生するいかなる漁場・漁具トラブルの苦情は受け入れられない。

④ 韓国：日本漁船が操業開始する年明け5日までに操業自粛問題について内部調整を図り日本側に連絡する。

#### 3) 日韓両政府間で合意された浜田沖の民間協議の開始について

日本側から来年1月中旬頃、日本にて開催する方向で年明け早々日程調整を図りたい旨述べた。

隱岐海区漁業調整委員会事務局

平成19年8月21日

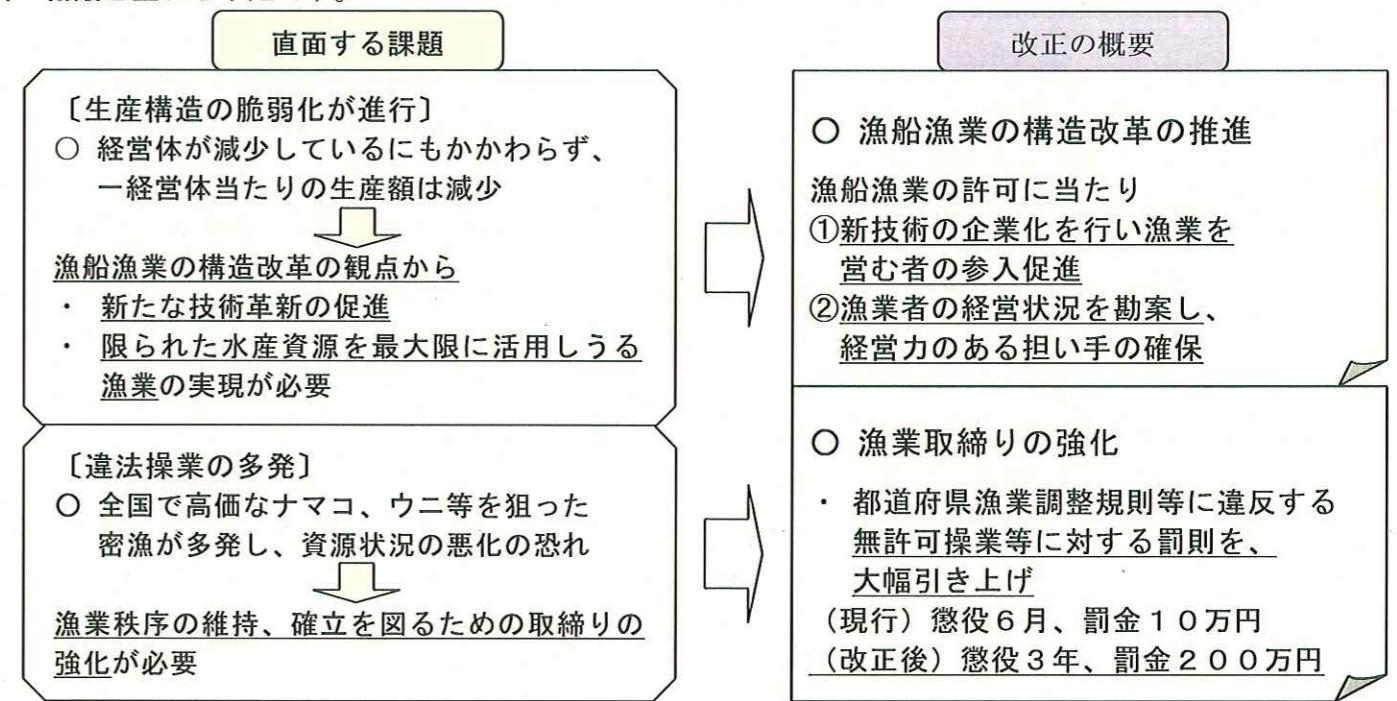
委員からは、民間協議に両国政府が関与することで、ようやく話ができる段階になったのではないかといった意見がありました。この件について今後要望があれば、当委員会においても出していきたいと思います。

### 4. 定置及び区画漁業権の一斉切替えについて（報告）

定置漁業権及び区画漁業権の一斉切替えについて、今後のスケジュール等に関する県庁水産課より報告がありました。委員からは、免許を受けても使っていないものがあるので整理して欲しいという意見や、現在どういった要望があるのかなどの質問がありました。今後は免許の切替期日である平成20年9月1日に向け、地元の行使状況や要望・漁場条件の調査等を進めていくことです。

### 5. 漁業法及び水産資源保護法の一部改正と漁業調整規則の見直しについて（報告）

漁業法及び水産資源法の一部改正と漁業調整規則の見直しについて、県庁水産課より報告がありました。法改正による新規参入の促進や漁業取締りにおける罰則強化等について、活発に議論されました。法律改正案及び調整規則の見直しに関して、概要は以下のとおりです。今後は、年度末の調整規則改正に向け、さらに検討・協議を重ねる予定です。



### 6. 平成19年度全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について（報告）

平成19年5月9日に開催された全国海区漁業調整委員会連合会通常総会の内容について報告されました。島根県連合海区漁業調整委員会では、竹島の領有権の確立により日韓の排他的經濟水域の境界画定を行い、安全で安定した操業を確保することなど、3点を要望しています。

#### ○次回の開催予定

開催時期 - 8月

開催場所 - 隱岐郡隱岐の島町 漁業協同組合 JFしまね西郷支所

#### おわりに

8月も半ばを過ぎ、暦の上ではすでに秋ですが、全国各地で連日30度を超える厳しい残暑となっております。水分補給をこまめに行い、熱中症には十分に注意しましょう。

挨拶が遅れましたが、今春の人事異動により事務局職員が交代しました。今後ともよろしくお願ひいたします。交代職員は次の通りです。

主任書記 北川 一義  
書記 福島 有希

#### 連絡先

隠岐支庁水産局内  
隠岐海区漁業調整委員会事務局  
Tel: 08512-2-9669  
Fax: 08512-2-9674